

2020年9月11日

# Japan tax alert

EY税理士法人

## コロナ禍における 研究開発税制の活用 と留意点

### EYグローバル・タックス・アラート ライブラリー

EYグローバル・タックス・アラートは、オンライン/pdfで以下のサイトから入手可能です。

<http://www.ey.com/GL/en/Services/Tax/International-Tax/Tax-alert-library%23date>

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の拡大が、日本経済はもとより、世界経済にも深刻なダメージを与えており、企業の将来の命運を握るともいえる研究開発活動の抑制につながる懸念が生じています。新商品、新技術、あるいは新サービスを開発するためには多額の資金を要するため、売り上げの減少局面においては研究資金の確保が課題となりますが、このような場合は研究開発税制を最大限有効活用して資金負担を緩和することが効果的です。

そこで本稿では、研究開発税制のうち、近年適用金額が増加している特別試験研究費税額控除制度(以下、オープンイノベーション型)を紹介します。試験研究費の税額控除制度のなかで総額型のみを適用している企業でも、オープンイノベーション型を適用できる可能性は十分にあります。ポスト・コロナ時代において企業の研究開発活動が停滞しないためにも、オープンイノベーション型の積極的な活用が望まれます。

## オープンイノベーション型の概要

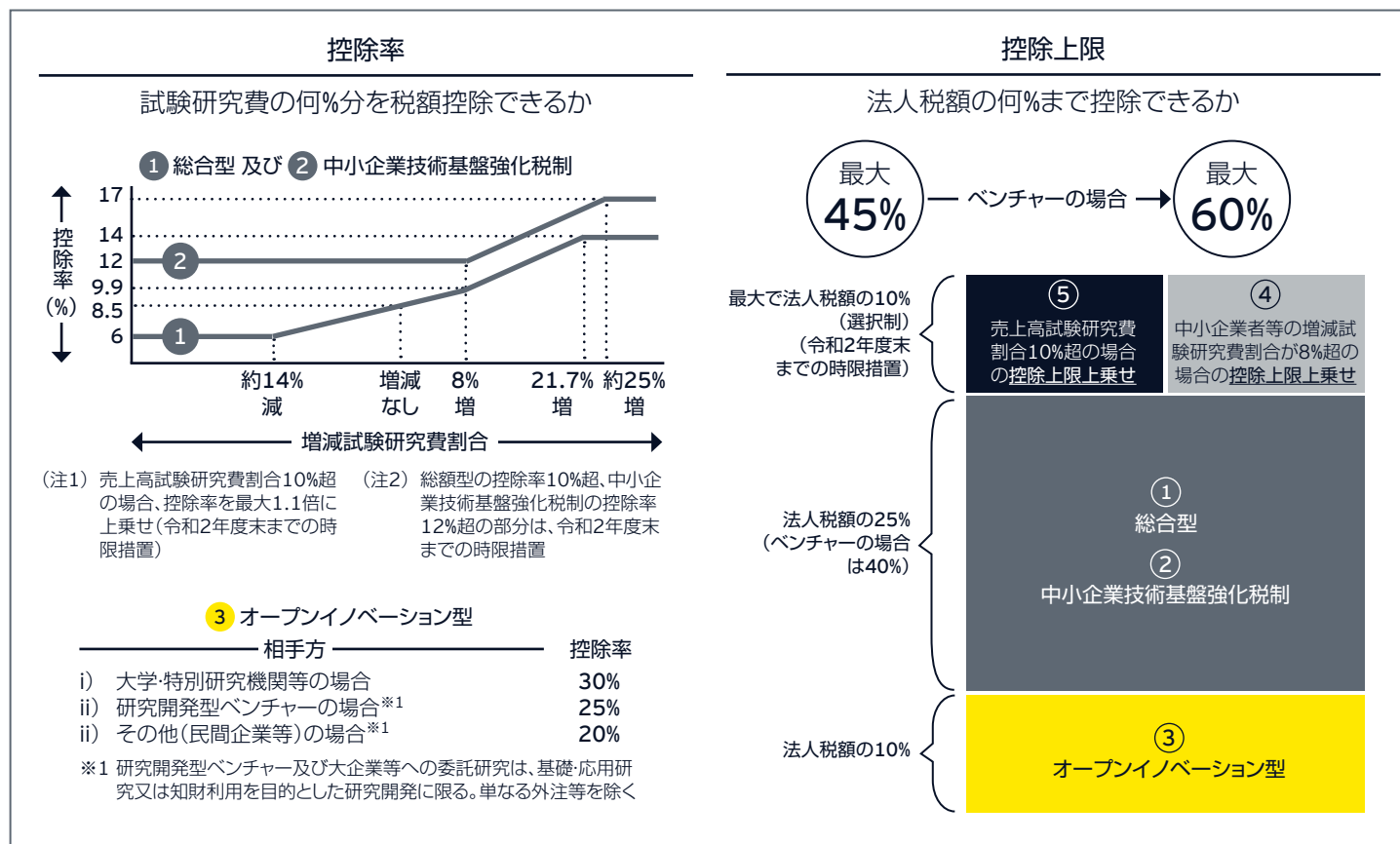
### 1. 研究開発税制におけるオープンイノベーション型の位置づけ

研究開発税制には、総額型と中小企業技術基盤強化税制、そしてオープンイノベーション型があります。それぞれの控除率と控除上限は【図表1】のとおりです。オープンイノベーション型は控除率が高く(総額型と比べて2~5倍)、また控除上限が総額型や中小企業技術基盤強化税制とは別枠で設けられています。

### 2. オープンイノベーション型に注目する理由

2020年の日本経済の状況を鑑みると、COVID-19の影響を受けて企業の収益/課税所得が低下し、それに伴って法人税額が減少する企業が増えると予想されます。その場合、【図表1】にある控除上限の金額が減少し、研究開発投資に対する税額控除額が減ってしまうこととなります。ここで、企業が大学や他の企業との共同研究・委託研究を行っていて、その試験研究費をすべて総額型の対象としているときは、オープンイノベーション型を適用することで税額控除額を増加させることが可能になります。

【図表1】



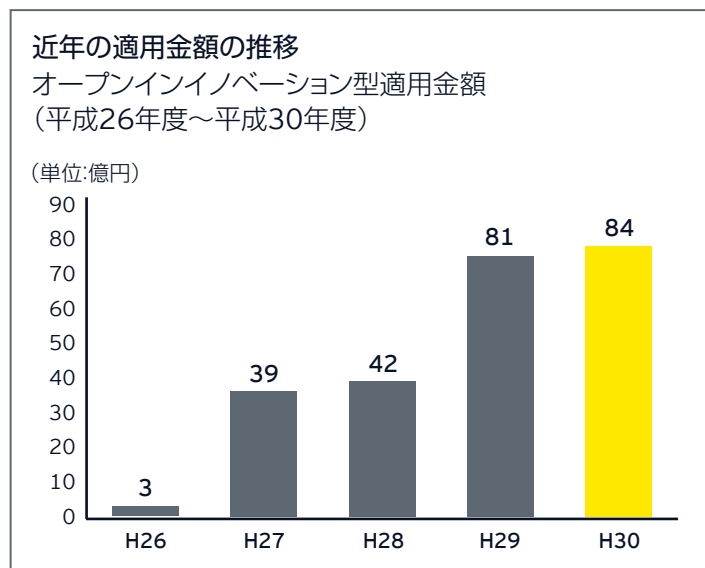
出典:「平成31年4月経済産業省「研究開発税制の概要」を一部加工して作成」

上記1のとおり、オープンイノベーション型は控除率が高い上に、控除上限が総額型と別枠で設けられているため、総額型のみを対象としている場合よりも控除額が増える結果となるからです。

### 3. オープンイノベーション型の近年の適用状況

オープンイノベーション型が総額型とは別枠になる税制改正が行われた平成27年度を契機として、企業・大学などでの認知度が高まり、【図表2】のように適用金額が増加しています。令和元年度の税制改正で控除上限の改正(5%→10%)が行われたため、今後、さらなる増加が見込まれます。

【図表2】



出典:財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書  
(令和2年1月国会提出)」

## オープンイノベーション型の実務上の留意点

### 1. 適用上の留意点

オープンイノベーション型の適用にあたり、実務上留意すべき主な項目として以下の3点を紹介します。

#### (1) 事前準備

共同研究契約書または委託研究契約書の記載事項は、税法に定める項目を記載する必要があります。経済産業省が公表している「特別試験研究費税額控除制度ガイドライン」<sup>1</sup>が参考となります。

なお、締結済みの共同研究契約書または委託研究契約書を変更することにより記載要件を充足するときは、変更日より前に生じた支出のうち同一事業年度中の支出であることなど、一定のものについてオープンイノベーション型の対象とすることができます。

#### (2) 申告書作成時

当該事業年度の試験研究費の額のうち、共同試験研究または委託試験研究のために支出した金額を対象費用の費目ごとに集計した表(以下、各費目の内訳書)の作成が必要となります。また各費目の内訳書について、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入される試験研究費の額を集計する必要があります。特に人件費の額や間接費などの集計について留意が必要となります。

その上で共同試験研究または委託試験研究に要した費用であって、申告法人が当該契約に基づいて負担したものに係る費用につき、税理士など専門家の監査を受ける必要があります。

#### (3) 申告書提出時

申告書に専門家の監査を受けた監査報告書の添付および大学から交付を受けた確認報告書の添付が必要となります。

## 2. 専門家による監査

オープンイノベーション型の適用を受けるためには、共同研究契約書または委託研究契約書の準備や、各費目の内訳書を作成するための集計対象の整理などが必要となります。申告間際になって慌てないためにも余裕をもってご準備ください。

当法人では、オープンイノベーション型の適用を受けるための事前準備・体制整備(契約書、各費目の内訳書のアドバイス、試験研究費の損金処理方針の確認、研究開発部門または大学などへの説明など)およびオープンイノベーション型に関する監査報告書の作成サービスを提供しています。

本サービスに関するご質問・ご要望などがございましたら、お気軽にお問い合わせください。

1. [https://www.meti.go.jp/policy/tech\\_promotion/31fyguidline\\_r1.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/tech_promotion/31fyguidline_r1.pdf)

本アラートに関するお問い合わせは、下記担当者までご連絡ください。

## EY税理士法人

矢嶋 学	アソシエートパートナー	manabu.yajima@jp.ey.com
笠井 晃太郎	ディレクター	kotaro.kasai@jp.ey.com
加藤 城啓	シニアマネージャー	kunihiro.kato@jp.ey.com
宮崎 晃	シニアマネージャー	akira.miyazaki@jp.ey.com

### メールマガジンのお知らせと登録方法

弊法人では、上記ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。

メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

1. <http://www.eytax.jp/mailmag/> を開きます。
  2. 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。
- \* なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要があります。



@EY\_Japan

最新の税務情報を配信しています。

本ニュースレターに関するご質問・ご意見等がございましたら、弊社の担当者又は下記宛先までお問い合わせください。

#### EY税理士法人

ブランド、マーケティングアンド コミュニケーション部  
tax.marketing@jp.ey.com

## EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

### EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していきます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い社会の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、[ey.com/privacy](http://ey.com/privacy) をご確認ください。EYについて詳しくは、[ey.com](http://ey.com) をご覧ください。

### EY税理士法人について

EY税理士法人は、EYメンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い社会の構築に貢献します。詳しくは、[www.eytax.jp](http://www.eytax.jp) をご覧ください。

© 2020 Ernst & Young Tax Co.

All Rights Reserved.

Japan Tax SCORE 20200911

本書は、一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY税理士法人及び他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

[www.eytax.jp](http://www.eytax.jp)